

## 国際関連情報 FASB 情報

# FASB の動向 (2010年8月～2010年10月)

よしおか とおる  
研究員 吉岡 亨

## FASB、IASB と共同で、リースに関する会計基準更新書案（ASU 案）を公表 (2010年8月)

2010年8月17日、米国財務会計基準審議会（FASB）は、国際会計基準審議会（IASB）と共同で、リース契約に関する新たな会計処理を提案する ASU 案（公開草案）「リース」を公表した。

FASB による会計基準のコード化体系 TM（FASB-ASC）Topic 840「リース」では、現在、リースをキャピタル・リースとオペレーティング・リースに分類し、それぞれに異なる会計処理を求めている。オペレーティング・リースに分類される場合には、リース契約に係る資産や負債が計上されず、分類によって会計処理が大きく異なることが懸念されていた。

本 ASU 案では、このような分類に基づく会計処理ではなく、借手及び貸手の双方に首尾一貫した定めを設けるため、「使用権」の考え方に基づきリースを会計処理することを提案している。本 ASU 案の主な提案は以下のとおり。

- 借手は、リース期間においてリース資産（原資産）を使用する権利を表す資産（使用権資産）とリース料を支払う債務を財政状態計算書上で認識する。
- 貸手は、リース料を受け取る権利を表す資産を認識し、原資産に伴うリスク又は便益の留

保の程度に応じて以下のように収益を認識する。

- 重要なリスク又は便益を留保している貸手は、リース期間にわたり収益を認識する。
- 重要なリスク又は便益を留保していない貸手は、リース開始日に収益を認識する。
- 借手及び貸手は、リースに係る資産及び負債を、発生する可能性が 50% 超となる最長のリース期間における予想リース料の現在価値で測定する。

本 ASU 案の提案内容は IASB で同時に公表されている公開草案「リース」と基本的に同じであるが、貸手におけるサービス要素の区分の方法など一部の論点については IASB と異なる提案がなされている。

適用時期については、別個の協議文書を通じて検討することとされており、本 ASU 案の中では示されていない（なお、当該協議文書は 2010 年 10 月 19 日にディスカッション・ペーパーの形で公表されている。後述参照）。コメント期限は 2010 年 12 月 15 日とされ、2011 年第 2 四半期での最終基準化が予定されている。

本 ASU 案の詳細は FASB のウェブサイトでご覧できる。

## FASB、会計基準更新書 (ASU) 第 2010-23 号及び第 2010-24 号を公表 (2010 年 8 月)

FASB は、2010 年 7 月の EITF 会議における最終合意に基づき、2010 年 8 月 26 日及び 27 日に、FASB-ASC Topic 954「ヘルスケア企業」を修正する 2 つの ASU を公表した。

### ● ASU 第 2010-23 号「開示のための慈善医療の測定」

米国では、低所得の患者に対して無償又は低価格で提供する慈善医療 (charity care) が行われている。ヘルスケア企業もそのような医療を提供している場合があり、現行の Topic 954 では、ヘルスケア企業が提供した慈善医療の金額の開示を求めている。しかしながら、この金額について、費用に基づき測定している場合もあれば、収益に基づき測定している場合もあり実務でばらつきが生じていた。このばらつきを解消し、ヘルスケア企業間の比較可能性を高めるため、本 ASU では、Topic 954 を修正し、開示すべき慈善医療の金額を、費用に基づき測定することとしている。また、当該測定に際しては、直接費や間接費を、原価計算システムや合理的な見積りなどを通じて把握することなどいくつかの方法が考えられるが、本 ASU では、そのような費用の決定又は把握のために用いた方法等の開示も求めている。

本 ASU は、2010 年 12 月 15 日より後に開始

する会計年度から適用され、遡及適用が求められている。早期適用も認められている。

### ● ASU 第 2010-24 号「保険金支払債務と関連する保険金回収額の表示」

医療事故などにより保険金等の支払債務がヘルスケア企業に生じる場合がある。この支払債務について、ヘルスケア企業によっては、その後を受け取る関連する予想保険金回収額と相殺して純額で表示している場合があり実務でばらつきが生じていた。本 ASU では、このばらつきに対処し、Subtopic-210-20「貸借対照表—相殺」における債権債務の相殺の規定との整合性を図るため、Topic 954 を修正し、ヘルスケア企業は、予想保険金回収額により関連する保険金の支払債務を相殺してはならないことを明確化している。さらに、保険金の支払債務の金額は、保険金回収を考慮することなく決定する必要があると明確化している。

本 ASU は、2010 年 12 月 15 日より後に開始する会計年度 (期中報告期間を含む) から適用され、遡及適用が求められている。累積的影響額は、適用期間における期首剰余金に認識する。また、早期適用も認められている。

これらの ASU の全文は FASB のウェブサイトでご覧できる。

## 財務会計財団 (FAF)、FASB のボード・メンバーの増員とハーズ議長の退任を 発表し、新たなボード・メンバーを選任 (2010 年 8 月及び 9 月)

2010 年 8 月 24 日、FAF は、FASB のボード・メンバーを現在の 5 名から 7 名に増員することを発表した。FASB は 1973 年の創設時から 2008 年まで 7 名のボード・メンバーで構成され運営されてきており、その構成に戻すものである。候補者の選任プロセスが終わり次第、

2011 年初めに 7 名のボード・メンバーに移行することが見込まれている。

FAF はまた、過去 8 年間にわたって FASB の議長を務めてきたロバート・H・ハーズ議長が任期満了前に退任する決定をしたことを発表し、さらに、2010 年 10 月 1 日付で、2003 年 7

月から FASB のボード・メンバーを務めているレスリー・F・サイドマン (Leslie F. Seidman) 氏を暫定議長として指名することも合わせて発表している。

さらに、2010年9月17日、FAFの評議員会は、退任するハーズ議長に代わる5人目のボード・メンバーとして、現在テクニカル・ディレクターを務めているラッセル・G・ゴールデン (Russell G. Golden) 氏を選任したことを発表した。

ゴールデン氏は、これまで FASB の中心的なテクニカル・ディレクターとして米国内の基準設定に関するプロジェクトや国際的な基準設定に関する主要なプロジェクトにおいて、FASB のスタッフの指揮を担い、また、FASB の発生問題専門委員会 (EITF) の議長も務めてきた。2010年10月1日から就任し、その任期はハーズ議長の任期であった2012年6月までとされている。

## FASB、複数事業主制度への事業主の参加に関する開示を拡充する会計基準更新書案 (ASU 案) を公表 (2010年9月)

2010年9月1日、FASB は、ASU 案 (公開草案) 「複数事業主制度への事業主の参加に関する開示」を公表した。米国では、近年の金融危機を受け、複数事業主制度の積立不足が増加しており、当該制度に参加する事業主のリスクが高まっていると言われている。現行の FASB-ASC Subtopic 715-80 「報酬—退職給付—複数事業主制度」では、複数事業主制度への事業主の参加について、当該制度への各期の要拠出額を退職給付に係る費用として会計処理し、総拠出額の開示のみ求めている。本 ASU 案では、当該制度への事業主の参加に伴うリスクについての財務報告の透明性を高めるため、Subtopic 715-80 を修正し、以下のような追加の開示を求めることを提案している。

- 事業主が関与する複数事業主制度に関する情報 (参加している制度の数、個々の制度名、積立不足の回復状況等の説明、制度の総資産額や累積給付債務など)
- 当該制度への事業主の参加状況に関する情報 (制度への拠出総額に対する事業主の拠出割合、最低拠出額などの事業主と制度との間の契約上の取り決め、当該制度によりカバーされる従業員の割合など)

- 当該制度への参加により生じる事業主のキャッシュ・フローへの影響に関する情報 (翌年度の予想拠出額、将来の拠出に関する傾向、制度からの脱退等により追加支払いが求められる制度に関する情報など)

本 ASU 案では、上記のような定性的・定量的な情報について、複数事業主年金制度とその他の退職後給付に係る複数事業主制度について別々に開示することを求めている。

なお、認識や測定など会計処理に関する規定の変更は提案されておらず、複数事業主制度における拠出資産管理の特殊性なども踏まえ、現段階では開示の拡充のみで対処することとされている。また、複数事業主制度からの脱退による支払義務について一定の場合に Topic 450 の偶発損失の規定を適用することについても変更はない。

本 ASU 案では、公開企業と非公開企業で異なる発効日が提案されている。公開企業については、2010年12月15日より後に終了する事業年度から適用し、非公開企業については、2010年12月15日以降に開始する事業年度から適用することを提案している。コメント期限は2010年11月1日までとされていた。

本 ASU 案の詳細は FASB のウェブサイトでも閲覧できる。

## FASB、保険契約に関するディスカッション・ペーパーを公表（2010年9月）

2010年9月16日、FASBは、保険契約の会計処理に関するディスカッション・ペーパー「保険契約に関する予備的見解」を公表した。IASBとの共同プロジェクトの一環として公表されたものであり、2010年7月にIASBから公表された公開草案「保険契約」における主要な提案の概要を示し、かつ、その提案と異なるFASBの予備的見解や現行の米国会計基準（FASB-ASC Topic 944「金融サービサー保険」）の定めとの比較を示すことが公表の目的とされている。

本ディスカッション・ペーパーでは、IASBの公開草案で提案されている保険契約の会計処理の主要な論点に加え、以下のようなプロジェクトの全体的なアプローチと方向性に関わる事項についても関係者の意見を求めることとしている。

- IASBの提案は変更のコストを正当化するほど十分な米国会計基準の改善となるか
- 基準の改善、コンバージェンス及び簡素化というプロジェクトの目的は、（新たな包括的基準の発行ではなく）既存の米国会計基準に

ついて目標を定めて改善を行うことによってより効果的に達成されるか

IFRSと異なり、現行のTopic 944では、既に包括的な保険契約の会計処理を定めている。短期と長期の保険契約で異なる会計処理を定めており、この取扱いをIASBが提案している単一の会計モデルに置き換えることがより有用な情報の提供となるかFASBとして決定していないことなどを根拠に、今回、公開草案ではなく、ディスカッション・ペーパーの形で公表することとされている。

本ディスカッション・ペーパーでは、保険契約の定義や範囲、保険契約の認識及び測定、再保険、表示及び開示を中心に論点が表示され、FASBの予備的見解が表示されている（例えば、保険契約の測定におけるマージンの取扱いに関するIASBの提案との見解の相違などが示されている）。コメント期限は2010年12月15日とされていた。

本ディスカッション・ペーパーの詳細はFASBのウェブサイトでも閲覧できる。

## FASB、ASU第2010-25号を公表（2010年9月）

FASBは、2010年9月のEITF会議における最終合意に基づき、2010年9月28日に、ASU第2010-25号「確定拠出年金制度による制度参加者への貸付金の報告」を公表した。

米国の確定拠出年金制度では、制度上の年金資産の残高から制度参加者に対して貸付けを行うことが認められている場合がある。現行の

FASB-ASC Topic 962「年金会計－確定拠出年金制度」では、当該貸付金は投資に分類され、公正価値で測定し報告することが求められている。これまでは、一般にその未回収元本残高に未収利息を加えた額を、概ね妥当な公正価値の見積りとみなし報告されていたが、FAS第157号「公正価値測定」（現在は、FASB-ASC Topic

820「公正価値」に組み込まれている。)の適用により公正価値は出口価値であることが明確化されたため、信用リスクなどを反映していない上記の残高は公正価値に該当しないのではないかと懸念が生じていた。

制度参加者は通常、事業主の従業員であり、年金資産は従業員給与からの源泉で賄われていることなどから、その制度参加者自身に対する貸付金は固有の特徴を有する年金資産といえる。これを踏まえ、本 ASU では、上記の懸念に対

処するため Topic 962 を修正し、当該貸付金を投資ではなく貸付債権として分類し、未回収元本残高に未収利息を加えた金額で測定することとしている。

本 ASU は、2010 年 12 月 15 日より後に終了する年次報告期間から適用され、遡及適用が求められる。また、早期適用も許容している。

本 ASU の全文は FASB のウェブサイトで見ることができる。

## FASB、財務報告概念書第 8 号「財務報告に関する概念フレームワーク」を公表 (2010 年 9 月)

2010 年 9 月 28 日、FASB は、財務会計概念書第 8 号「財務報告に関する概念フレームワーク：第 1 章「一般目的の財務報告の目的」及び第 3 章「有用な財務諸表の質的特性」」を公表した。概念フレームワークの開発に関する IASB との共同プロジェクトの最初のフェーズ「目的と質的特性」における成果であり、新たな概念フレームワークとして、第 1 章「一般目的の財務報告の目的」及び第 3 章「有用な財務情報の質的特性」が含まれている（第 2 章は「報告企業」が予定されており、2010 年 3 月に関連する公開草案が公表されている。）。

この概念書は、FASB の財務会計及び報告に関する概念フレームワークの一連の公表物の 1 つであり、財務会計概念書第 1 号「営利企業の財務報告の目的」及び同第 2 号「会計情報の質的特性」を置き換えることとなる。2006 年 7 月のディスカッション・ペーパーの公表、2008 年 5 月の公開草案の公表を経て、確定に至ったものである。

第 1 章では、概念フレームワークの基礎となる一般目的の財務報告の目的を「既存の及び潜在的な投資家、貸付者及び他の債権者が企業への資源の提供に関する意思決定を行う際に有用な、

報告企業についての財務情報を提供すること」と定め、一般目的の財務報告の主たる利用者や有用性、限界について説明している。

第 3 章では、有用な財務情報の質的特性として、主たる利用者が意思決定を行う際に最も有用となる可能性の高い情報の種類を特定している。すなわち、基本的な質的特性として「関連性 (relevance)」と「忠実な表現 (faithful representation)」を挙げ、それらを補強する質的特性として、「比較可能性 (comparability)」、「検証可能性 (verifiability)」、「適時性 (timeliness)」及び「理解可能性 (understandability)」が挙げられている。従前の概念フレームワークにおける「信頼性 (reliability)」という用語は、多様な解釈がなされているなどの懸念から「忠実な表現」に置き換えられている。また、公開草案段階では、「重要性 (materiality)」は財務報告の一般的な制約として挙げられていたが、その後の審議を経て、「重要性」は「関連性」の 1 つの側面であり、個々の企業のレベルで適用されるものと整理されている。

なお、IASB との共同プロジェクトにおける他のフェーズの今後の成果物については、この概念書に新たな章として順次追加されることに

なる。

本概念書の全文は FASB のウェブサイトで見

ることができる。

## FASB、金融商品に関する会計処理の提案に対する利用者からのフィードバックの概要を公表（2010年9月）

2010年9月29日、FASBは、金融商品に関する新たな会計処理の提案に関して、財務諸表利用者との間で行った対話等を通じて得られた結果の概要資料を公表した。2010年5月に公表したASU案（公開草案）「金融商品に関する会計処理、並びに、デリバティブ金融商品及びヘッジ活動に関する会計処理の改訂」の提案内容について、FASBは、バイサイドやセルサイドのアナリスト、信用格付機関のアナリスト、CFA協会などとの間で直接又は電話会議により多くのアウトリーチを行っており、本資料では、120を超える投資家その他の利用者から得られたフィードバックを要約している。なお、受領したコメントレーターの内容や作成者等との間で行ったアウトリーチの結果などは含まれていない。

現在までに得られたフィードバックの概要として主に以下の点が挙げられている。

- ほとんどの投資家が、貸付金に固有のリスク（金利、信用、流動性）に関するより良い情

報の提供は財務報告の改善となるとしていたが、公正価値が当該情報を提供する最良の手段とは考えていなかった。

- 特にキャッシュ・フローの回収又は支払のため保有することを意図しており、かつ、容易に観察可能な市場が存在しない貸付金や金融負債の場合には、公正価値よりも償却原価がより関連性のある情報であるとしていた。
- 貸付金に固有のリスクに関する情報は、公正価値情報の開示の拡充を通じて改善することを支持していた。
- 多くの投資家が、現行の減損の指針は、リスクと損失の認識を遅らせる結果となっているとして、予想損失アプローチによる方式を支持していた。
- コア預金負債に関する再測定アプローチは、そのインプットが主観的なものとなりすぎるとして支持していなかった。

本概要資料の詳細は FASB のウェブサイトで見ることができる。

## ブルーリボン・パネル、非公開企業の会計基準について米国会計基準の例外と新たな基準設定主体を検討（2010年10月）

FAFは、米国公認会計士協会（AICPA）や全米州政府会計委員会協議会（NASBA）と共同で設定した「ブルーリボン・パネル」の第4回公開会議を2010年10月8日に開催した。米国では約2900万社の非公開企業が存在するとされており、その多くは、貸出金融機関やベンチャー・キャピタルなどのより狭い範囲の利用者に対してのみ財務報告を行っている。ブルー

リボン・パネルは、このような非公開企業の財務諸表利用者のニーズを満たすため、非公開企業のための会計基準のあり方の検討を続けている。今回の会議を受け、同パネルの過半数のメンバーが、非公開企業のための例外を伴う一般に認められた会計原則（GAAP）に従う新たな基準設定のモデルが必要であり、また、FAFの管理のもとで、非公開企業の基準設定を担う

別個の審議会を設けることを考えていることが発表された。

同パネルは、このモデルの開発を続け、次回2010年12月10日の公開会議で、提案を盛り

込んだ報告書のドラフトを議論し、2011年1月には報告書をFAFの評議員会に提出し、公表する予定としている。

## FASB、問題の生じた債務の再編に関する財務報告を改善する 会計基準更新書案（ASU案）を公表（2010年10月）

2010年10月12日、FASBは、FASB-ASC Topic 310「債権」を修正するASU案（公開草案）「債権者による問題の生じた債務の再編に関する会計処理の明確化」を公表した。

昨今の経済の低迷を受け、金融機関の貸出しに関する支払期限の延期などの条件変更が増加しており、それらが問題の生じた債務の再編（以下「TDR」という。）に該当するか否かにつき実務が多様化しているとの懸念が生じていた。本ASU案では、当該懸念に対処すべく、条件変更等の債務の再編がTDRに該当するかどうかを債権者が決定する際の指針を以下のように明確化することを提案している。

- 債務者が、条件変更等の再編を行った債務と類似のリスク特性を有する債務を市場金利で調達できない場合、当該再編は、市場金利以下でなされたものとしてTDRに該当すると考える。
- 契約上の金利の一時的又は永続的な増加となる再編について、市場金利以上でなされたものと推定することはできない。
- 債務不履行に至っていない借手であっても、予見される将来において債務不履行が生じる可能性が高いと考えられる場合には、財務的に困難な状態にあるとみなされる場合がある

（例えば、契約初期の金利が低く設定され、契約期間のある時点で月額支払いが急増するような住宅担保ローンなど）。

- 条件変更等の再編による契約上のキャッシュ・フローの遅延が重要でない場合であってもTDRとみなされる場合があり、TDRかどうかの決定に際しての考慮要因となり得る。

上記の他、本ASU案では、Subtopic 470-60「債務—問題の生じた債務の再編」で債務者側に実施が求められている条件変更等の再編前後の実効金利を比較するテストについて、債権者側が同様のテストを用いることができないことを明確化している。

本ASU案は、2011年6月15日より後に終了する期中及び年次報告期間から適用され、表示されている最も古い期間の期首以降に行われた債務の再編について遡及的に適用することが提案されている。TDRとされた債権の減損判定については、2011年6月15日より後に終了する期中及び年次報告期間から将来に向かって適用される（遡及適用も認められる）。コメント期限は、12月13日とされていた。

本ASU案の詳細はFASBのウェブサイトで見ることができる。

## FASB、会計基準更新書（ASU）第 2010-26 号を公表（2010 年 10 月）

2010 年 10 月 13 日、FASB は、2010 年 9 月の EITF 会議における最終合意を受け、ASU 第 2010-26 号「保険契約の獲得又は更新に伴うコストの会計処理」を公表した。

現行の FASB-ASC Topic 944「金融サービス—保険」では、保険契約の獲得に要したコストを繰延新契約費として資産計上し一定期間にわたって償却することとしている。この繰延への対象となる契約獲得コストは FASB-ASC の用語集において「保険契約の獲得に主に関連し、かつ、それに伴って変動するコスト」と定義されていたが、その範囲について、例えば、広告宣伝費などが含まれるかどうか実務で解釈にばらつきが生じていた。本 ASU は、このばらつきに対処するため、Topic 944 を修正し、資産計上の対象となる契約獲得コストの範囲は、成約した新規又は更新契約の獲得に直接関連する以下のようなコストのみであることを明確化している。

- 契約獲得に係る増分直接コスト。契約に係る取引から直接的に生じ、欠くことのできないものであり、当該取引がなければ保険企業に生じなかったであろうコストをいう。
- 引受業務や保険証書の発行、健康診断や検査、販売員による契約販売など保険会社による契約の獲得活動に費やされた時間に直接的に関連する従業員の報酬

• 上記の活動に直接的に関連する、契約が獲得されなければ発生しなかったであろうその他のコスト

• Subtopic 340-20 におけるダイレクト・レスポンス広告（direct response advertising）の規準を満たす広告宣伝費

上記以外の広告宣伝費や、市場調査、成約しなかった新規又は更新契約に係るコストなどは、発生時に費用として処理されることになる。

なお、本 ASU とは別に、FASB は IASB との間で継続的に保険契約のプロジェクトを行っており、そこでは長期の保険契約に関する契約獲得コストを保険契約のキャッシュ・アウトフローの決定に含めることが提案されている。ただし、この提案が最終基準化され、発効されるのは 2014 年以降となる見込みとされ、現時点で繰延可能な契約獲得コストの範囲を明確化し、実務のばらつきを解消するため、本 ASU が公表されている。

本 ASU は、2011 年 12 月 15 日より後に開始される会計年度（及び当該年度に含まれる四半期報告期間）から将来に向かって適用される。遡及適用も許容されており、早期適用も可能である。

本 ASU の全文は FASB のウェブサイトで見ることができる。

## FASB、発効日と移行方法に関する意見を求めるディスカッション・ペーパーを公表（2010 年 10 月）

2010 年 10 月 19 日、FASB は、今後予定されている新たな会計及び報告に関する基準について、その採用に際して伴う時間や労力とその適用時期に関して、関係者からの情報を求めるディスカッション・ペーパーを公表した。

本ディスカッション・ペーパーで対象としているプロジェクトの一覧は次頁表のとおりである。



金融商品の相殺表示を含む、金融商品に関する会計処理及びデリバティブ商品及びヘッジ活動に関する会計処理の改訂（2010年5月公開草案公表）
収益認識：顧客との契約から生じる収益（2010年6月公開草案公表）
リース（2010年8月公開草案公表）
財務諸表の表示（非継続事業を含む）（公開草案はまだ公表されていない）
資本の特徴を有する金融商品（公開草案はまだ公表されていない）
保険契約（2010年9月ディスカッション・ペーパー公表）
包括利益（2010年5月公開草案公表）

FASB は上記のほか、公正価値の測定及び開示など、2011年にいくつかの米国会計基準の改善を行うことを予定している。それらの発効

日と移行措置は、FASB 自身の単独の評価により行う予定とされているが、本ディスカッション・ペーパーで受領するフィードバックを受け再検討する可能性もあるとしている。

本ディスカッション・ペーパーで対象としている新たな基準は、IASB と共同で開発しているものであり、IASB 側でも同様の意見募集を公表している。ただし、IFRS が適用される環境と米国の環境では相違があり、非公開企業のニーズの検討の必要性などから、FASB のディスカッション・ペーパーでは、IASB の意見募集とは異なる米国の環境に特有の質問も含まれている。

本ディスカッション・ペーパーの詳細は FASB のウェブサイトで見ることができる。